

安全条項

エア・リキードは、従業員、顧客及びパートナーが晒される職業上及び産業上のリスクを効果的かつ継続的に低減することに努めています。安全に対する我々のコミットメントは、全面的、可視的でなければならず、また、警戒を解いてはなりません。

このコミットメント及び行動原則に従い、エア・リキードは、サプライヤー各社、並びにその親会社、子会社、関連会社、従業員（臨時職員も含まれます）、サプライヤー自身のサプライヤー及び協力会社、並びにエア・リキード・グループの法人と取引関係にあるあらゆる者（以下「サプライヤー」と総称します。）が、次に記載する原則を遵守することを求めます。

サプライヤーは、その従業員及びその協力会社をして、いかなる時も、次の事項を遵守させます。

- 契約又は注文書に基づく義務の履行にあたり、適用あるすべての衛生、安全及び環境に関する法令を遵守すること。特に、有効な特別法又は現地法、衛生、安全及び環境に関する規定を遵守すること。
- エア・リキードのグループ会社が随時発行し又は提供する安全、衛生及び環境に関する冊子、指示、ガイドライン、規程又は規則を遵守すること。
- 自らの従業員及び協力会社が、契約又は注文書の目的となる製品又はサービス（以下それぞれ「本製品」及び「本サービス」といいます。）の提供又は履行のために、安全な労働条件及び適切な安全設備を有するよう確保すること。特に、エア・リキードのグループ会社の作業現場、施設、並びに本製品又は本サービスが引き渡され、設置され又は履行される第三者の土地又は施設（以下「現場」と総称します。）においてこれらを確保すること。

サプライヤーは、適用ある国内外の労働安全衛生に関する慣行、施策及び法令に沿った、安全作業のための慣行・方針を具体化する最新の安全マニュアルを持ち、維持するものとします。サプライヤーは、以下のことを保証するものとします。

- サプライヤーの人員及び協力会社が、特定の業務及び本製品及び本サービスが提供又は実施される現場ごとに、当該安全マニュアルの内容及び要求事項を熟知すること。
- サプライヤーの人員及び協力会社が、当該安全マニュアルの要求事項を完全に遵守すること。
- サプライヤーが、契約の期間中、サプライヤーの人員及び協力会社に対して当該安全マニュアルの要求事項を維持し、監督し、及び実行させる責任を負うこと。

サプライヤー（又はサプライヤーが指定する第三者）が現場において関与、通過、立入り又は作業する場合、サプライヤーは、自ら及びかかる第三者をして、その日に現場において適用される規則を遵守し、また遵守させるとともに、労働安全衛生に関する一般的及び特別の規則、規定又は規程を遵守し、遵守させるものとします。サプライヤーは、また、その従業員及び当該現場における自らの代理人をして、かかる規則を遵守させるものとします。

サプライヤーは、何らかの事故又は記録すべきインシデントが現場その他の場所で発生したこと、サプライヤーの人員がかかる事故又はインシデントに関与し又は影響を受けたこと、並びに人員の健康・安全、設備、現場又は環境を害し又は有害な結果をもたらす可能性がある記録すべきインシデントが発生したことを知った場合、直ちにエア・リキード又はエア・リキードのグループ会社の指定する管理者に対し通知することを約束します。

この契約又は注文書により成立する取引関係が長期的に成功することを確保し促進するため、エア・リキード及びサプライヤーは、毎年1回、又はエア・リキードの要請に応じて会合し、取引関係や、記録すべきインシデントの調査のレビューを含む安全、衛生及び環境に関する問題及び懸念等のKPIについて協議するものとします。サプライヤーは、記録すべきインシデントの減少、コスト削減、生産性向上、及びサプライヤーの安全記録の改善のために、意見又は行動計画を提出するものとします。これらの要請に従ってサプライヤーが提出するすべての意見又は計画は、エア・リキードの財務、衛生、安全及びオペレーションの基本的な基準を満たすものとし、エア・リキードの他の明示された要求事項がある場合には、それを考慮しなければなりません。本条項に基づきサプライヤーが提出する当該意見又は計画を受諾し又は実施するかについては、エア・リキードの裁量に委ねられるものとします。